

## 【解説】

# 社会資本整備における メディエーションの解説と事例

1

## 1. メディエーションとは？

- 紛争を解決、回避するための一手法  
労使紛争、家庭内紛争の解決手法として発展
- メディエーター（第三者）が介在
- 対立関係にある当事者が、最終的に任意に意思決定 Win/Winの案



2

# 1. メディエーションとは？



3

# 1. メディエーションとは？

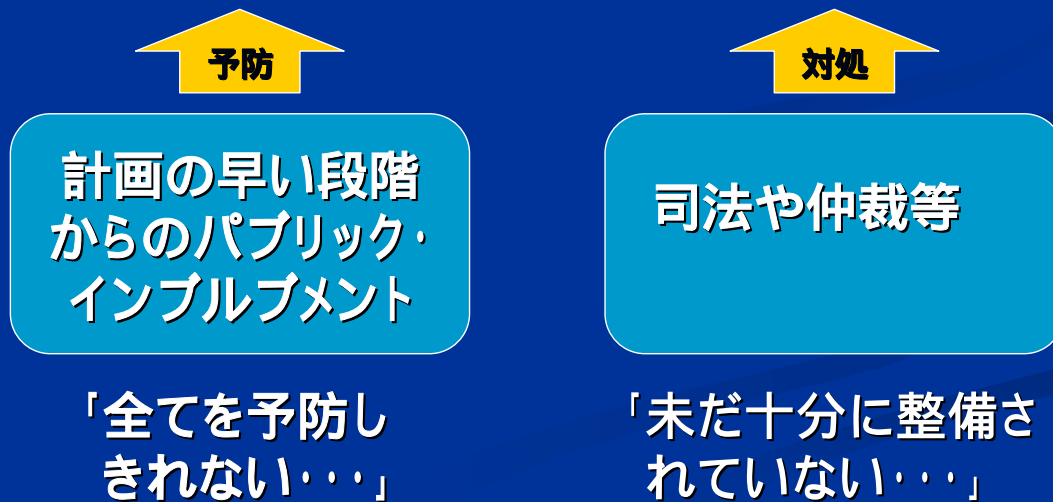
紛争解決手法	メディエーション	仲裁 (アービトレーション)	裁判
第三者	メディエーター	アービトレーター	裁判官
第三者の主な役割	議論の手助け	最終意思決定	最終意思決定
意思決定の強制力	当事者が任意に意思決定	第三者の決定に当事者は任意に従う	裁判官の判決に当事者は強制的に従う
勝ち負けの明確さ	WIN-WIN		WIN-LOSE

4

## 2. なぜ、わが国の社会資本整備に メディエーションを導入するのか？

わが国の社会資本整備においては・・・

- 行政と住民間等で事業の是非をめぐるような紛争が発生（道路、ダム、鉄道、空港・・・）



5

## 2. なぜ、わが国の社会資本整備に メディエーションを導入するのか？

これまでは、紛争が起こると、・・・

- 対立の激化 ▶ 話合いのテーブルにも着けない
- 計画を凍結 ▶ 必要な社会資本が整備できない  
社会的損失への懸念、効率性への要求が高まっているが・・・
- 強引に整備 ▶ 後々まで行政不信

今後行政訴訟の可能性が広がるが・・・

- 司法の判断 ▶ 勝者と敗者の軋轢

6

## 2. なぜ、わが国の社会資本整備に メディエーションを導入するのか？

ステークホルダーは、

- 市民 ▶ 多様なニーズを有している
- 行政 ▶ 部局が違えば、ニーズも異なる
- 各主体のニーズを探り出すことが必要
- 「行政 - 市民」、「行政 - 行政」、「市民 - 市民」の調整を図ることが必要

7



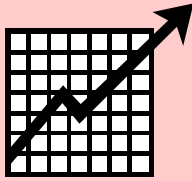
## 2. なぜ、わが国の社会資本整備に メディエーションを導入するのか？

### メディエーションを導入することで、・・・

- 第三者が介在するため、対立関係にある当事者が話し合いのテーブルにつきやすい
- 勝ち負けではなく、お互いにメリットのある結果(WIN-WIN)を得る可能性が高められる
- 訴訟等を回避し、コストや時間を節約することが可能となる
- 市民にとっては、メディエーターが市民のニーズを探り出してくれることから、相手に的確に伝えることが可能となる

8

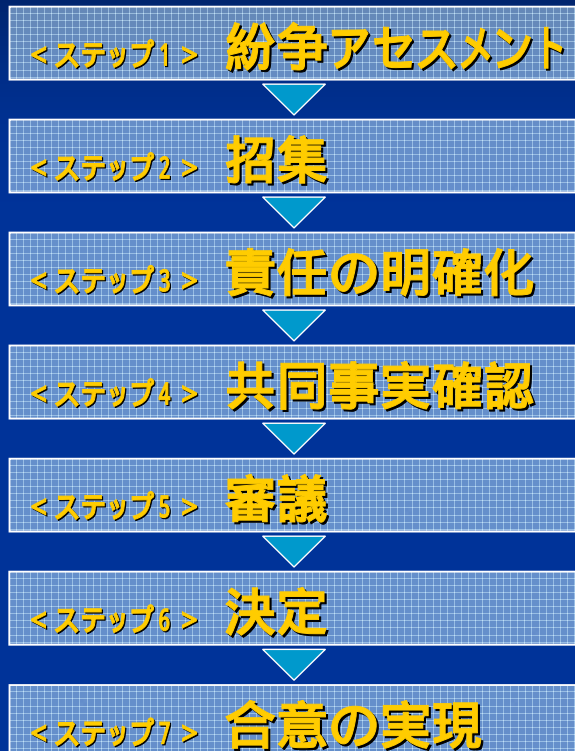
### 3. 社会資本整備における メディエーションとは？

	民 - 民	社会資本整備
当事者	明確で限定されている	不特定多数 
メディエーションの結果の影響	基本的に当事者に限定	当事者以外にも影響を与えることがある 
議論の前提条件	-	将来計画等、前提条件が不確実 

9

### 3. 社会資本整備における メディエーションとは？

【メディエーションの進め方】



### 3. 社会資本整備における メディエーションとは？

<ステップ1> **紛争アセスメント**

<ステップ2> **招集**

<ステップ3> **責任の明確化**

<ステップ4> **共同事実確認**

<ステップ5> **審議**

<ステップ6> **決定**

<ステップ7> **合意の実現**

Susskind, The Consensus Building Handbook (1999)より

- 招集者から依頼を受けたアセッサーが実施
- 利害関係者へヒアリング
- メディエーションに参加すべき利害関係者を特定
- メディエーションの実施可否、生産的な合意に到達する見込みを評価
- 次のステップに進むかどうか、判断

11

### 3. 社会資本整備における メディエーションとは？

<ステップ1> **紛争アセスメント**

<ステップ2> **招集**

<ステップ3> **責任の明確化**

<ステップ4> **共同事実確認**

<ステップ5> **審議**

<ステップ6> **決定**

<ステップ7> **合意の実現**

Susskind, The Consensus Building Handbook (1999)より

- 招集者による招集
- メディエーション実施の了承
- 参加者の決定
- メディエーターグループの役割の明確化
- 規約、ルール、スケジュール等の決定

12

### 3. 社会資本整備における メディエーションとは？

<ステップ1> 紛争アセスメント

<ステップ2> 招集

<ステップ3> 責任の明確化

<ステップ4> 共同事実確認

<ステップ5> 審議

<ステップ6> 決定

<ステップ7> 合意の実現

Susskind, The Consensus Building Handbook (1999)より

- 予測や評価結果などを参加者が共有
- 都合のいいように解釈されないようにするため

13

### 3. 社会資本整備における メディエーションとは？

<ステップ1> 紛争アセスメント

<ステップ2> 招集

<ステップ3> 責任の明確化

<ステップ4> 共同事実確認

<ステップ5> 審議

<ステップ6> 決定

<ステップ7> 合意の実現

Susskind, The Consensus Building Handbook (1999)より

- メディエーターによる議論の実施

【メディエーターの役割】

- ・ 中立的な立場で(内容を操作しない。進行役に徹する。)メディエーションを運営
- ・ 建設的な話し合いができるように議論を進行
- ・ 各当事者の合意条件を見極め、合意に導く

14



### 3. 社会資本整備における メディエーションとは？

<ステップ1> 紛争アセスメント

<ステップ2> 招集

<ステップ3> 責任の明確化

<ステップ4> 共同事実確認

<ステップ5> 審議

<ステップ6> 決定

<ステップ7> 合意の実現

- 最終的な同意、決定
- メディエーションの参加者が、代表する集団に批准を求める。

Susskind, The Consensus Building Handbook (1999)より

15

### 3. 社会資本整備における メディエーションとは？

#### 【メディエーションの結果の扱い方】

- ・メディエーションの結果と行政の意思決定は区別
- ・ただし、メディエーションの結果は最大限尊重

区別が必要な理由は・・・

- 参加できないステークホルダーも配慮
- 事業採択や予算編成の権限や責任は行政等に負託
- 自由な議論を阻害しないように



16



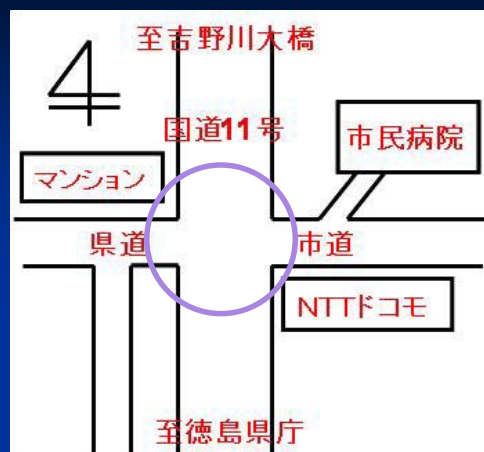
# ～事例～

## 北常三島町交差点(徳島市)の 改善方策検討

### 対象事例 徳島市北常三島町交差点

交差点の特色…

- ・事故危険箇所として  
早期な対策検討と実施が必要
- ・国道、県道、市道が交わる交差点
- ・市内の主要渋滞箇所
- ・多数の自転車利用者
- ・市民病院(改築中)の存在
- ・多様な沿道の利害関係者



- ↓
- メディエーターによるコンセンサスビルディング手法の有効性を事例によって検討する





## ステップ1: 招集プロセス

### 関係者分析

ステップ1: 招集

ステップ2: 責任の明確化

ステップ3: 審議

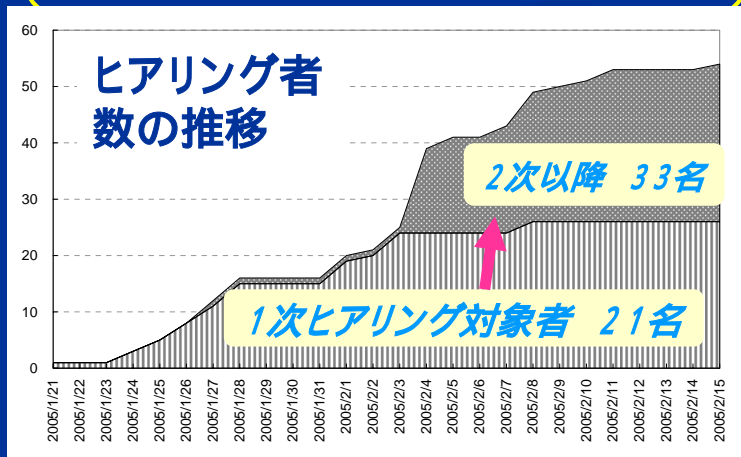
ステップ4: 決定

ステップ5: 合意事項の実現

利害の把握、利害の代表者の特定  
芋づる式聞き取り調査

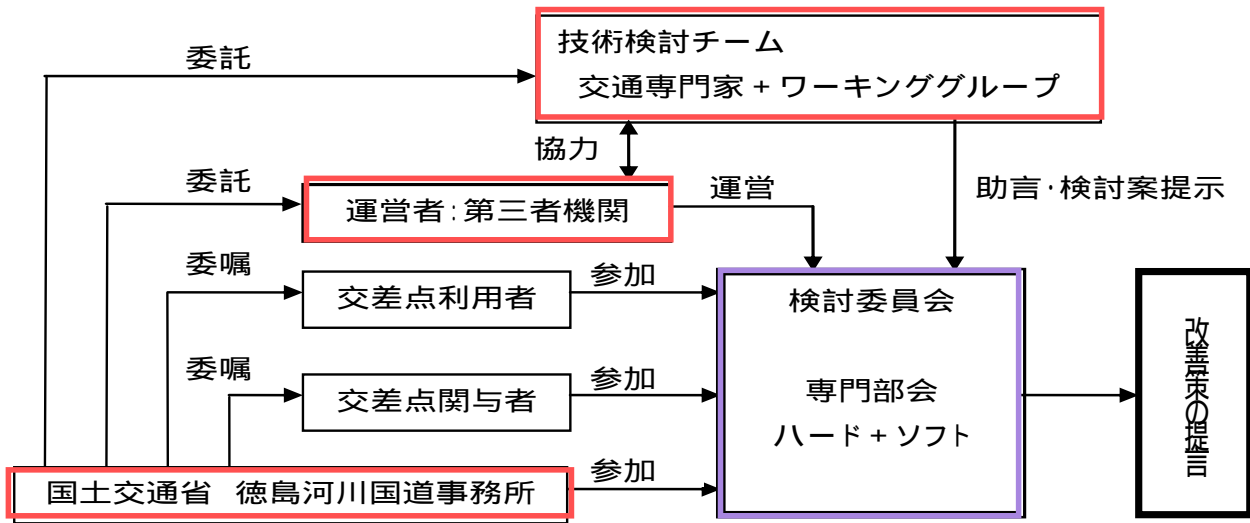
関係者分析調査チーム：  
土木学会 NPO法人 commons  
守秘義務の文書呈示

聞き取り調査対象者：  
54名(直接)  
12名(その他の手段)



# ステップ2:責任の明確化プロセス

## 審議の体制



運営者：メディエーター

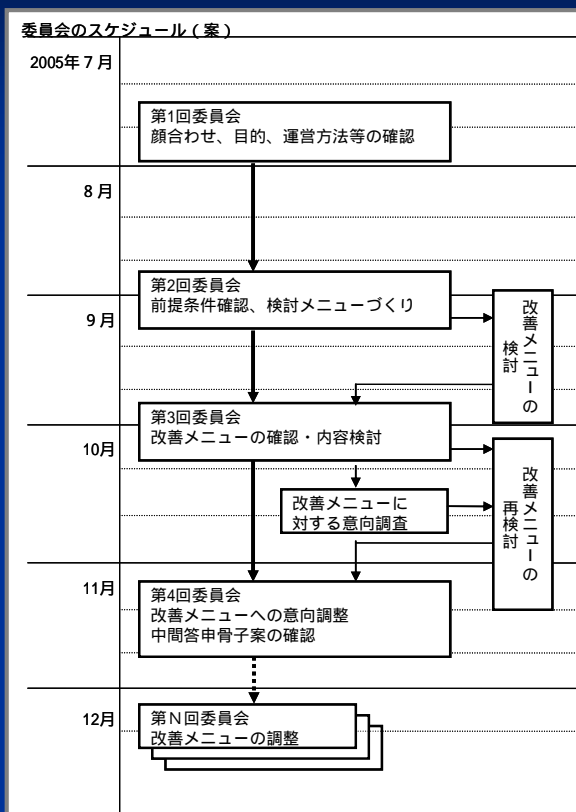
検討委員会の運営、関係機関との調整、提言書の作成

委託者：国交省

委員として審議の場に参加

# ステップ2:責任の明確化のプロセス(本事例において)

## 委員会プロセスの呈示



## 委員会規約案

### 委員の人選

第三者機関が委託者との協議のもと案を作成  
(委員については、第三者機関案にもとづき委託者が委嘱)

第1回委員会で第三者機関を承認

# ステップ3: 審議のプロセス

ステップ1: 招集

ステップ2: 責任の明確化

ステップ3: 審議

ステップ4: 決定

ステップ5: 合意事項の実現

## 第2回委員会 課題の抽出



## 第3回委員会 改善策メニュー

(2) 自転車横断帯の前出し

河津駅前

河津イメージ

改善の目的

- ・ドライバーの歩行者・自転車に対する視認性を向上させ、左折車の急な停止・減速を防止する

留意事項

- ・左折帯器率が交差点に影響を与えるおそれがある

23

第2回: 課題の抽出  
第3回: 改善策案の内容検討

# ステップ4: 決定のプロセス

## 第5回委員会

自転車横断帯の前出しと  
隅切り半径の縮小

マンション出入り口  
の明確化

北常三島町交差点交通安全方策イメージ

■学童通学ブロックによる歩行空間区外のイメージ



凡例  
撤去  
新設設置

合意文章の内容修正

合意文章の提出



## 参加委員の評価

- 第5回委員会の最終合意文書の送付
- 無記名で委員17名から回答
- 運営者の存在、独立性、有効性について
  - 8～9割の参加者が評価
- 技術検討チームの存在、独立性について
  - 9割以上の参加者が評価
- 独立した第三者は評価されていた。
- 委員会での発言機会、コミュニケーションについて
  - 全員が十分であったと評価
- ファシリテーションへの評価も良好。